

平成28年3月25日  
(2016年)

西宮市教育委員会  
教育委員長 中原 朗裕 様

西宮市社会教育委員会議  
議長 伊藤 篤

「西宮市における学校・家庭・地域の連携と協働の在り方」について

(答申)

社会教育法第十七条に基づき、当社会教育委員会議は7回の審議を重ね、慎重に検討を行ってまいりました。この度、答申書をまとめましたので、別紙のとおり提出します。

西宮市社会教育委員 (議長)	伊藤 篤
〃 (副議長)	森 郁子
〃	中畑 尚子
〃	池田 知子
〃	助田 敦
〃	田中 良和
〃	田中 理
〃	片山 幸代
〃	茶谷 良明
〃	西本 望
〃	小林 節子

「西宮市における学校・家庭・地域の連携と協働の在り方」について

(答申)

平成28年3月25日

西宮市社会教育委員会議

## 目 次

はじめに	1
第1章 連携・協働の基本的な考え	
1 三者が連携・協働することの意義	2
第2章 三者の連携・協働についての国等の動き	
1 教育基本法と社会教育法の改正	2
2 中央教育審議会答申	2
第3章 三者の連携の現状と課題について	
1 三者の現状と課題について	3
（1）学校の教育力	3
（2）家庭の教育力	3
（3）地域の教育力	3
2 本市における三者の連携の現状と課題について	4
（1）学校の現状	4
（2）家庭の現状	4
（3）地域の現状	6
（4）三者の連携の現状	7
第4章 更なる連携・協働の推進に向けて	
1 連携・協働の推進に必要なこと	8
2 連携・協働を支えるためのしくみ・環境づくり	8
（1）学校教育・家庭教育支援に向けて地域人材の育成と活用の促進	8
（2）三者の連携・協働を調整する人材（コーディネーター）の育成について	9
おわりに	10
参考資料	
1 諮問書	11
2 三者連携の取組み	12
3 答申書提出までの経緯	19

## はじめに

未来を担う子供たちの成長のためには、学校だけでなく地域住民や保護者等も一緒に、社会全体で教育の充実に取り組んでいく必要があります。とりわけ、子供の成長を支えるためには、学校や家庭による教育に加え、子供と大人が互いに関わり合いながら社会参画の力をはぐくむことができるよう、学校・家庭・地域（以下、三者という。）が連携して教育にあたることが大切です。しかし、近年、家庭における教育力の低下や地域における交流機会の減少によって、本来、家庭や地域で担ってきた役割を学校教育に求める傾向が強まってきており、学校に対しての過度な期待・負担がかかっている状況にあります。本市社会教育委員会議は、昨年度、「西宮市における家庭教育支援の在り方」について審議し、家庭教育の支援には、三者の更なる連携が重要であるとの内容を盛り込んだ意見書を提出しました。また、この意見書を踏まえ、社会教育委員会議としても三者が相互に理解を深め合うことが必要であると考えます。

## 第1章 連携・協働の基本的な考え

### 1 三者が連携・協働することの意義

社会が急速な変化を遂げる今日、学校教育・家庭教育・社会教育がそれぞれの役割を、一層充実させることが求められています。学校教育は主に人間としての多様な資質を計画的にはぐくむ役割、家庭教育は主に基本的な生活習慣を培う役割、社会教育は主に様々な地域住民や地域行事・活動との関わりを通じた社会参画の力を伸ばす役割が期待されています。そしてこれら三者は、互いの主体性を保ちながらも、連携・協働しながら子供たちの健全育成に取り組む必要があります。

また、学校の教育活動を支えるためには、子供の育ちをつなぐ「縦の繋がり」と、三者をつなぐ「横の繋がり」を充実させる必要があります。本市教育委員会では、保護者や地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育に関わるという、学校と家庭を含めた地域の協働による教育活動を推進しています。これは、三者が互いの主体性を保ちながら、ともに子供たちの教育活動に携わろうとする取り組みです。互いの主体性を認め合うことで互いの信頼が深まり、その結果としてもたらされる各々の教育力の向上が、地域全体で子供をはぐくむ姿に結びつくと考えています。

## 第2章 三者の連携・協働についての国等の動き

### 1 教育基本法と社会教育法の改正

平成18年の教育基本法の改正を踏まえて、平成20年に社会教育法が改正されました。これにより、三者の連携・協力<sup>1</sup>を促進することが、国及び地方公共団体の任務として位置付けられました。また、教育委員会の事務に、新たに地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や、児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加されました。

### 2 中央教育審議会<sup>2</sup>答申

平成20年の中央教育審議会答申においては、社会全体の教育力向上の必要性が述べられました。更に、平成27年4月の中央教育審議会への諮問では、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方」について審議が進められ、平成27年12月に答申が提出されました。これにより、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、三者が協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ちあう教育体制」を社会総がかりで実現することが必要であると提言されました。

<sup>1</sup> 社会教育法に基づき、「協働」でなく「協力」と表記。

<sup>2</sup> 文部科学省に置かれている審議会の一つ。文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興・生涯学習の推進・スポーツの振興などに関する重要事項について調査審議し、また大臣に建議する。

## 第3章 三者の連携の現状と課題について

### 1 三者の現状と課題について

#### (1) 学校の教育力

学校は、子供が大人になるまでの期間に、人として求められる知識・技能・態度等の基礎・基本的資質を組織的・計画的に教育する場であると考えられています。しかし、今日、家庭が担うべき役割を学校に過度に依存していることから、学校が担う役割が肥大化してきました。そのため、教師が子供たちと向き合い、基礎・基本的資質の獲得保障等、学校教育の中心的役割を果たす時間を確保することが難しくなっています。

そして、このことは、家庭や地域における子供の生活・社会体験の機会を減少させることに繋がるため、社会で生きていくために必要な多様な能力を子供たちが獲得できなくなる懸念されます。

#### (2) 家庭の教育力

人の成長・発達において、家庭はその出発点であり、生きていくための基礎的な能力が培われる場です。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。特に、核家族化・少子化の進行による家族形態の変容や保護者の価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、家族成員間のふれあいや関わり合いが希薄になってきています。そのため、従来、子供が家庭で身につけることができていた基本的な生活習慣やしつけなどを保護者が適切に担うことができない状況が増加しています。更に、地域の自治会等の組織への未加入等、地域との繋がりを避けようとする保護者や、行政や各種団体が実施する、保護者への学習や相談の機会が届きにくい家庭も増えてきており、子育ての不安を抱える保護者の増加も見られます。

#### (3) 地域の教育力

地域社会は、子供が多様な体験を通して社会人として成長していく中で、必要な知識や技能を身につける場であり、地域社会に参加することによって、子供は、家庭や学校だけでは身につけることができない様々なルールや社会慣習を学ぶことができます。これは、今後の社会を担っていく子供にとって必要不可欠な経験です。また、地域社会は、大人にとっても日常的な生活の場であるとともに、生涯学習の場として重要な意味を持っています。しかし、近年、地域の間人間関係が希薄化し、地域住民が助け合って暮らす機会が少なくなってきました。また、家庭や学校が果たす教育機能の充実を図るための、地域社会が果たすべき幅広い教育機能が弱体化してきました。

## 2 本市における三者の連携の現状と課題について

本市では、三者が連携・協働する様々な団体が活動をしています（参考資料 P.12 参照）。

当社会教育委員会議は、それら団体の中から、「教育連携協議会<sup>3</sup>」と「青少年愛護協議会<sup>4</sup>」を対象としたアンケート調査とヒアリング調査とを実施し、各団体が展開している取組み（連携的取組みも含む）の現状とそれに関する各団体の意識等の把握を試みました。そこから、三者がそれぞれの責任と役割を果たしながらも、不十分な箇所を相互に補完し合うことや、新たな取組みに向けて連携・協働することで生まれる相乗効果が期待されていると読み取ることができます。

### （1）学校の現状

本市では、「教育連携協議会」が全市立小中学校に設置されており、地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画し、地域の課題を議論・共有することで、学校教育活動や地域活動へ生かせるネットワークが構築されています。また、学校から PTA 運営委員会や青少年愛護協議会、その他の団体等に向けて、学校の様子を発信していくことで、地域の協力を得ることに活用されています。

しかし、社会状況の変化に伴って生じた新たな課題、例えば、IT<sup>5</sup>や SNS<sup>6</sup>の普及を一因とした様々な弊害や、いじめ・不登校等、多様な問題事象は、従来よりも表面化しづらくなっており、学校教育の枠組みだけでは対応に限界がきています。また、今回のアンケート結果からは、教師は勤務時間の枠をはるかに超える業務に追われ、子供とじっくりと向き合う時間を確保するのが難しくなっていることがうかがえます。

### （2）家庭の現状

各家庭には、それぞれの育児や教育に関する独自の方針があり、何が子供の教育にとって正しいのかについての認識も異なっています。したがって、ある特定の基準から構想された取組みによって、家庭を動かしていくことは、現実的に難しいと思われます。また、保護者の多くは、完璧な育児・家庭教育を目指そうとする側面も持っているため、家庭を学校・地域との連携に加える場合にも、どこに基準を求めるのかが大変難しいと思われます。他者との関わりが少ない閉ざされた家庭の中で、自分たちの方針ややり方が正しいかを確かめる機会がない状態で不安を抱えながらの育児に関して、何らかの支援を求めているのが今の家庭の現状であると考えられます。

---

<sup>3</sup> 学校・家庭・地域の連携協力のもとに、子供の「生きる力」や「社会性」等をはぐくむために、各市立小中学校に設置された協議会。

<sup>4</sup> 自治会、学校園や PTA などが一体となり、青少年の健全育成や非行防止について協議し活動する、各市立小学校区に設置された協議会。

<sup>5</sup> コンピュータ（情報）やインターネット（通信）に関連する技術の総称。

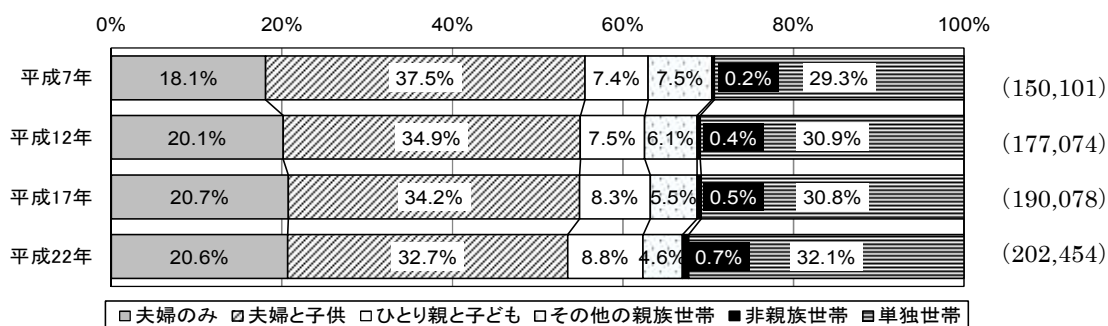
<sup>6</sup> インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。

また、保護者が子供の教育に向ける熱心さにより、わが子への教育の在り方は保護者が決めるといった、家庭教育の頑なさを生じさせている傾向が少なくありません。それとともに、子供の貧困、ひとり親家庭の増加、子供の家庭内孤独といった問題もまた、深刻化しています。

参考① 本市の家族類型の推移

一般世帯の家族類型別構成比をみると、「夫婦のみ」・「ひとり親と子供」また「単独世帯」は増加しており、1世帯あたりの人数の減少によって、世帯の小規模化が進んでいます。

【一般世帯の家族類型別構成比の推移】

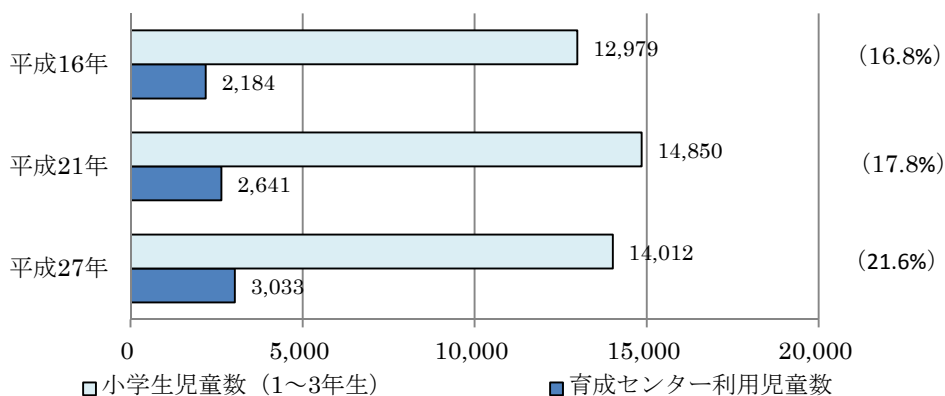


資料：国勢調査（各年10月1日）（ ）は一般世帯数

参考② 本市の留守家庭児童育成センターの利用数

共働き世帯の増加により、留守家庭児童育成センターの利用率は増加傾向にあります。

【市立小学校児童数（1～3年生）と育成センター利用数（人）及び利用率】



資料：西宮市こども支援局



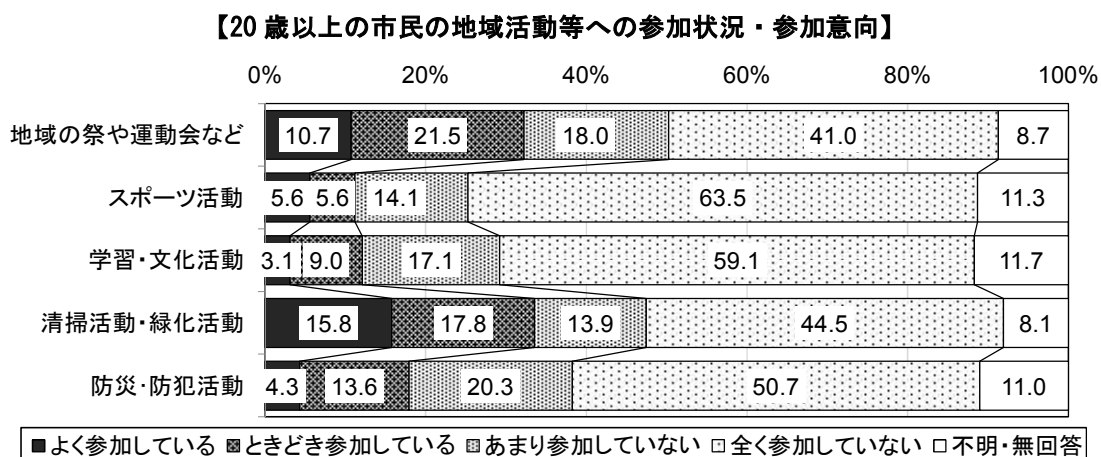
### (3) 地域の現状

本市においては、「教育連携協議会」「放課後子供教室」、各地区における「青少年愛護協議会」の取組みなど、地域の教育力を高めるための様々な施策が展開されており、また、地域住民が主体となって、地域の実情に合わせた活動が展開されています。

学校から地域へも様々な情報発信がされていますが、個人情報保護の観点から個別の児童生徒や家庭内の問題に関する情報の公開は限定的であることから、地域が学校の現状を十分に把握することは困難となっています。また、地域活動の後継者の育成や世代交代に問題があり、地域活動の担い手が同じ方への負担となっていること、高齢化していることなどが、当社会教育委員会議によるアンケート結果にも出ています。

参考③ 本市における地域活動等への参加状況・参加意向

20歳以上の市民の地域活動等への参加頻度をみると、「清掃活動・緑化活動」や「地域の祭りや運動会」等の参加率が相対的に高くなっていますが、全ての活動で「全く参加していない」という回答が最も多くなっています。

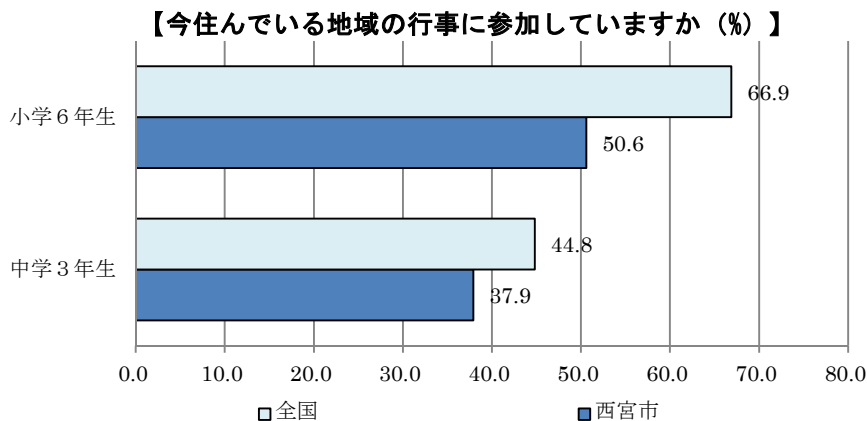


資料：西宮市市民意識調査（平成26年度）

（発送数：3,500、有効回収数：1,891）

参考④ 本市における児童生徒の地域行事の参加状況・参加意向

市内の小学校6年生及び中学校3年生の全児童生徒を対象に調査した結果、全国平均よりも地域行事への参加比率が少なくなっています。



資料：平成27年度全国学力・学習状況調査

#### (4) 三者の連携の現状

三者には、独自に果たすべき役割があり、その取組みを充実させていく必要があります。しかし、三者それぞれが固有の課題・問題を抱えていることから、各々の独立した取組みだけでは十分な成果があげられなくなっているという現状があります。本市においては、「教育連携協議会」での協議を経て実施される「教育連携事業」をはじめ、「放課後子供教室」や「青少年愛護協議会」による子供のための活動のほか、様々な取組みにおいて、連携・協働を促す施策を展開しています。三者が連携・協働する活動に子供が参加することは、子供の人格形成に大きく寄与する機会となります。

また、家庭教育の支援とともに、地域社会全体で学校を支援する取組みも必要であり、全市的に繋がる「西宮市家庭教育振興市民会議」の更なる発展も大切です。まずは、三者の課題を共有し、対策を協議する必要があります。

## 第4章 更なる連携・協働の推進に向けて

### 1 連携・協働の推進に必要なこと

第3章で述べた諸課題を解決するためには、「三者の連携・協働が必要であり・望ましい」という方法の議論ではなく、「子供の安定した成長・発達を支えていく」という目的が重要なのだということを三者間で合意することが先決です。では、子供たちが安定して成長・発達していくために最も必要なことは何でしょうか。それは、子供自身の存在が、家庭内ではもちろんのこと、学校も含めた地域社会から受容されることです。また、保護者自身の存在も、学校も含めた地域社会から受容されることが重要です。これにより、保護者の心理的安定がもたらされ、ひいては、子供の安定に繋がっていくと期待できます。こうした二つの経路、「子供に直接支援をする経路」と「保護者を支援することで子供を間接的に支援する経路」を意識した取組みを構想・展開することが必要です。

例えば、地域社会は、保護者が家にいる時間が短い家庭の子供や、学校では孤立しがちな子供にとって、学校や家庭とは異なる安心・安全な居場所になり得るはずですが、また、子供・保護者・地域住民を地域活動に参加するよう促すとともに、地域の特色となるような活動等を創出するためには、自治会の組織を巻き込んでいくことも一つの方策として考えられます。更に、何らかの困難を抱えている家庭への支援については、地域の児童・民生委員を通し、学校と地域が互いに手を繋ぐことで、家庭や子供の助けとなることに繋がることも考えられます。

もっとも孤立しがちな保護者は、学校や地域の活動に関わることが難しいとされますが、生活状況の相違からくる保護者の意識の分断があることを前提として、保護者が主体的に家庭教育に取り組んでいけるよう、保護者向けの学習の機会や情報の提供、また、様々な相談対応や地域における居場所づくりなどの取組みを推進していく必要もあります。

### 2 連携・協働を支えるためのしくみ・環境づくり

#### (1) 学校教育・家庭教育支援に向けて地域人材の育成と活用の促進

学校は、学びの場であるとともに、保護者をはじめとする多くの地域住民が集まる場所となるなど、地域社会の重要な拠点としての役割を果たしてきました。子供の育ちを地域ぐるみで支援していくため、地域の方々や保護者の協力は不可欠です。

学校教育への支援として、こうした地域住民や保護者の協力を、学校教育支援の力とするための一つの方策が、「教育連携協議会」です。当社会教育委員会議でのヒアリング調査後の意見からも、現在は学校側が担うことの多い議事・進行や企画・運営等を、それぞれの地域活動を支える地域住民及び各団体が自ら主体的に担うことで、地域住民が子供の育ちに関わっているという自覚を高めることができるのではないかと考えま

す。また、学校教育を支援する地域社会を形成、実現するためには、大人自身も学ばなければなりません。そのためには、大人への学習の機会を整備していく必要があります。

また、本市は教育分野に限らず、スポーツや文化においても人的財産が豊富です。三者の連携・協働を担う地域人材を発掘し、積極的に活用することも重要であると考えます。

家庭教育の支援については、当社会教育委員会議において「西宮市における家庭教育の支援の在り方」について昨年度審議したところですが、本市においても、三者と関連する各種団体組織及び行政の関連部局が相互に連携を図りながら、将来親となる子供たちの育ちの支援に向けて、様々な施策を幅広く、そして効率的に展開する必要があるという意見を提出しました。また、子育てという営みが、親子が少しずつ子離れ・親離れを成し遂げていく過程であることを考えると、行政は、保護者が子供を見守りながらも徐々に子供が自立できるような方策を考えたり、保護者自身が自ら学ぶことを行政が後押ししたりすることも必要であると考えます。

## **（２）三者の連携・協働を調整する人材（コーディネーター）の育成について**

当社会教育委員会議の調査では、地域や学校との連携を円滑に進めるために、学校ごとにコーディネーターを配置して欲しいという希望が多く見受けられました。このコーディネーターに求められるのは、学校の方針やニーズ、子供の状況を十分理解し、教職員の信頼を得ることができる人材であると思われれます。例えば、PTA 関係者、PTA 活動経験者、退職教職員、地域の自治会等でネットワークを持っている人等の、スキルや知恵を活用していくのも一つの方法です。そして、それぞれの学校・地域の特色や実情に応じて、効果的なコーディネートが行えるよう、学校や地域活動への深い関心と理解があることに加え、地域住民や学校・行政とのコミュニケーションに秀でる人材の育成が求められます。

「教育連携協議会」の中の委員としてコーディネーターを配置することができれば、地域との連携がスムーズに行える体制が構築されます。そのためには、行政がコーディネーターに対して、研修等を通じて人材育成を進めていくことが必要です。また、他地域での事例の提供等、効果的な情報発信や理解促進及び助言等を行うことで、三者の協働による取組みが更に展開されるよう支援していくことも大切です。

これらのことから、社会教育委員会議では、将来に向けてのコーディネーター制度の確立を、早期に求めていきたいと考えています。

## おわりに

当社会教育委員会議では、「西宮市における学校・家庭・地域の連携と協働の在り方」について、本市の三者の連携と協働についての現状や課題を議論しながら、審議を重ねてまいりました。

私たちは、未来を担う子供たちの健やかな成長を目標にするとき、大人が広い視野で、大きな度量で、子育てをしていくことの大切さを伝えていきたいと考えます。また、子供自身・保護者自身の存在が他者から受容されることによる「子供に直接支援をする経路」と「保護者を支援することで子供を間接的に支援する経路」を意識した取組みを構想・展開することが望まれます。

そして、行政は、地域の様々な団体等が学校教育活動や地域活動へ生かせるようネットワーク化を図りながら、地域全体で学びを展開していき、子供も大人も学び合い育ち合うしくみ・環境づくりを整備していく必要があります。

そうした歩みの中で三者の理解が深まり、地域全体で学び合いながら、連携と協働が発展・向上することで、子供が健やかに成長する社会が実現することを希望します。

西教委社教発第 81 号  
平成 27 年 7 月 29 日  
(2015 年)

西宮市社会教育委員会議  
議長 伊藤 篤 様

西宮市教育委員会  
委員長 中原 朗裕

## 西宮市社会教育委員会議への諮問について

下記のことについて諮問いたします。

### 1 諮問事項

西宮市における学校・家庭・地域の連携と協働の在り方について

### 2 諮問理由

近年、親子の育ちを支える人間関係が希薄になる中、保護者による児童虐待のほか、いじめや青少年による犯罪等、親の子育てや子供の育ちをめぐる問題を、家庭だけで解決することが難しい現代社会においては、社会全体で家庭を支援する必要性が高まっています。

このような中、平成 18 年に改正された教育基本法において、「国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきこと」や「学校・家庭・地域住民等が相互の連携協力を努めること」が新たに盛り込まれました。これを踏まえ、国や地方公共団体では、すべての親へのきめ細やかな家庭教育支援の充実や、地域全体で学校教育を支援するための施策を展開しています。

本市においては、昨年度の社会教育委員会議において、「西宮市における家庭教育支援の在り方」について、協議を重ね、意見書をご提出いただきました。その中においても、各種団体が個々に家庭教育を支援するのではなく、より学校・家庭・地域と関連する各種団体組織及び行政の関連部局が相互に連携を図ることが求められているとの意見をいただいております。

また、子供たちが心豊かに健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するためには、それぞれの連携・協力を一層進めていく必要があります。そのための本市の取り組みの一つとして、「教育連携協議会」があり、子供たちのよりよい生活環境づくりや学習環境づくりに向けて取り組まれています。

今後、ますます人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、社会が変容していくことが予想される中、学校・家庭・地域が子供の育ちに関する課題を共有し、課題解決のための取り組みを行ううえで、「西宮市における学校・家庭・地域の連携・協働の在り方」について、今後の望ましい方向性等、社会教育委員の皆様からご意見をいただきたく諮問いたします。

以 上

### 三者連携の取組み

#### (活動・取組み) 家庭教育振興事業 (家庭教育振興市民会議)

構 成 員 (会議の構成員)	社会教育団体4名、民生委員・児童委員会1名、学校関係者3名、子育て支援団体・法人3名、学識経験者3名、行政関係者4名
目 的	家庭の本来果たすべき役割を見つめ直し、地域・学校・行政が一体となって取り組める方策を研究し、家庭の教育力を支援する。
内 容	・西宮市家庭教育振興市民会議を開催し、家庭教育に関する情報交換や連絡協議を行い、団体間の連携強化を図る。 ・活動内容：家庭教育講演会、絵本の読み聞かせ、家庭教育フォーラム、高校生対象の講演会等。
効 果	・会議において出た意見等を各団体が持ち帰ることにより、それぞれの活動がより発展する。 ・講演会開催等により、家庭の教育力を向上することができる。
課 題	・家庭教育の啓発活動等に更に力を注ぎ、支援が必要な家庭への教育力を向上させる必要がある。 ・団体間の連携の強化を図る必要がある。

#### (活動・取組み) 教育連携事業 (教育連携協議会)

構 成 員 (実施主体)	学校関係者・社会教育関係者・学識経験者・行政関係者
目 的	学校・家庭・地域の連携協力のもとに、子供の「生きる力」や「社会性」等をはぐくむ。
内 容	各市立小中学校に設置された教育連携協議会の熟議を通して、顕在化した学校や地域の中での子供の育ちに関わる課題解消のための取組みを実施する。 (例：子供の安全のための見守り活動、地域清掃等への参加等)
効 果	取組みを通じて人と人とのつながりが生まれ、学校教育活動や地域活動へ生かせるネットワークが構築されるとともに、地域の活性化が子供の育ちを支えることにつながる。
課 題	連携・協力を一層進めるためには、学校と地域及び行政をつなぐ役割として、学校や地域の実情を十分に理解している地域人材によるコーディネーターの存在が不可欠である。

(活動・取組み) 放課後子供教室

構 成 員 (実施主体)	各地区青少年愛護協議会等
目 的	子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進する。
内 容	平日の放課後や土日祝日・長期休暇に、小学校の運動場、社会教育施設等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強・スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。
効 果	・子供たちが教職員や保護者以外の大人へ心を開いてくれる。 ・地域住民の協力を得て、安全・安心な居場所において活動することができる。
課 題	地域の努力だけでは常時の開催は困難である。

(活動・取組み) 人権放課後子供教室事業

構 成 員 (実施主体)	・実施主体は西宮市教育委員会とし、地域の人権教育関係団体（コッキリの会）に委託して行っている。
目 的	・市内において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等や運動場、社会教育施設等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、人権の尊重、共生の心を育成する環境づくりを推進する。
内 容	・放課後や週末等における地域の子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保。 ・地域の様々な資質を有する多くの大人の参画を得て、多様な体験的な活動を取り入れ、子供たちの豊かな人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられる想像力の涵養。 ・異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心を育成する活動。 ・上記を推進するためのその他の活動。 (26年度活動例) ・民族楽器体験 ・料理教室 ・ハンゲル教室 ・民族音楽教室 等
効 果	・子供たちのアイデンティティの確立を支援する場となっている。また同じルーツをもつ子同士のつながりを深める場となっている。 ・保護者同士が悩みや思いを出し合い、つながりやきずなを深めている。 ・参加する教員にとって、外国にルーツをもつ子供や保護者の思い・願いを学んだり、人権課題について学び合う場となっている。
課 題	・参加する子供や保護者、教員等まだまだ広がりが少なく、韓国・朝鮮にルーツをもつ子供・保護者への啓発と教員への啓発が必要。 ・今後、韓国・朝鮮の子供たちとともに、外国にルーツをもつすべての子供たちの居場所づくり等も考える必要がある。



(活動・取組み) 地域学習講座

<p>構 成 員 (実施主体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の委託を受けて、芦原地域生活文化問題協議会が講座開設。</li> <li>・地域（地域団体、保護者の会）、学校、行政による企画委員会を設置し、講座の企画運営をする。</li> </ul>
<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子供たちが偏見や差別に打ち勝つ力をつけ、地域への誇りや郷土意識を持ち、自信を持って、自立した生き方ができるようにする。</li> <li>・子供を支える大人達（家庭・地域・学校）が温かくつながり、連携して子供を支援できるようにする。また、地域の教育力向上を図る。</li> <li>・講演等の際は市内の教職員にも広報し、同和問題に対する学びを深め、同和問題をはじめ様々な人権問題解決への意識・意欲を高める場とする。</li> </ul>
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に8回の講座を設ける。</li> <li>【平成26年度の講座】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修「芦原の歴史を学ぶ」</li> <li>・地域の文化を学ぶ「やきやきづくり」・・・西宮市国際交流協会の参画</li> <li>・管外学習「たつの市構教育集会所」 ほか</li> </ul> </li> </ul>
<p>効 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちが地域の文化にふれ、自分の地域を学ぶ機会となっている。</li> <li>・地域の大人と子供、学校と地域と保護者、また地域内外の保護者同士など新たなつながりがうまれたり、つながりが深まったりする機会となっている。</li> <li>・講演会や研修等には、市内の若い教員を中心に150名程度集まるようになっており、貴重な学びの場となっている。</li> </ul>
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係校の教員の参加は多いが、関係地域の保護者や地域の人に参加に広がりが見られないので、地域へのさらなる広報が必要。</li> <li>・マンションの増加に伴い、新しく地域に入ってきた人たちとの、新たな交流やつながりづくりをどのように進めていくかが今後の課題である。</li> </ul>

(活動・取組み) 人権啓発ビデオ貸出し

構 成 員 (実施主体)	人権教育推進課										
目 的	学校園・PTAや青少年愛護協議会などの各種団体・企業・機関に人権啓発ビデオを貸出し、学習活動を支援する。										
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発ビデオを購入し、学校園・PTAや青少年愛護協議会などの各種団体・企業・機関の学習活動の支援として貸出す。無料。</li> <li>・「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている重点課題（女性・子ども・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・インターネットによる人権侵害・その他の人権課題）を考慮し一年度で3～5本程度購入している。</li> <li>・平成27年8月現在所蔵数 164本</li> </ul>										
効 果	<p>【過去5年の貸出し実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>140本</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>105本</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>115本</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>132本</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>66本</td> </tr> </table>	平成26年度	140本	平成25年度	105本	平成24年度	115本	平成23年度	132本	平成22年度	66本
平成26年度	140本										
平成25年度	105本										
平成24年度	115本										
平成23年度	132本										
平成22年度	66本										
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算削減のため、購入の際には、より効率的・効果的なビデオの課題選びが必要である。</li> <li>・人権啓発ビデオ貸出しの広報については、ホームページへの掲載、一覧の冊子を毎年度、学校園・社会教育関係へ配布を行っているが、貸出しを増やすためには、より広報の工夫が必要である。</li> </ul>										

(活動・取組み) PTCA 教育支援活動 (平成26年度)

構 成 員 (実施主体)	<p>主催：西宮市PTA協議会</p> <p>連携団体・機関：PTA会員、西宮警察、補導委員、スポーツ21、青愛協</p> <p>参加者101名：PTA(81) 地域住民(5) 行政関係(3)</p>
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の交通法規改正に伴い正しい交通ルールを学ぶ</li> <li>・自転車事故が増加する中、保護者・地域がどのように子どもたちを見守っていくかを考える。</li> </ul>
内 容	<p>講演会「増加する自転車事故に対して」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルール、自転車安全利用五則、実際の事故例</li> <li>・自転車保険の種類と保険選びのポイント</li> </ul>
効 果	自転車ルールの周知、理解ができた。事故例から問題点と改善点を学ぶことができた。また保険加入の重要性も学べた。
課 題	子どもへの指導、保護者への啓発活動の場所づくり

(活動・取組み) スポーツクラブ 21

<p>構 成 員 (実施主体)</p>	<p>市内 40 地区のスポーツクラブ 21 会員 (会員数 13,729 人：児童 7,999 人、一般 5,730 人)</p>
<p>目 的</p>	<p>生涯スポーツの振興を図るため、原則として小学校区ごとに設立され、市内全 40 地区で主に学校体育施設を活用して、本市の地域スポーツと地域コミュニティづくりの促進を図っている。</p>
<p>内 容</p>	<p>1 学校体育施設開放事業 学校体育施設開放事業（教育委員会所管）として、平日夜間、土日祝日に、主に市民の身近にある小学校の体育館・グラウンドを活用して、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方が、多種のスポーツを楽しむとともに、体力づくり・仲間づくりの機会を提供している。</p> <p>2 体育の日関連事業 本市が補助金を交付し、体育の日にあわせて各地区でスポーツクラブ 21 が中心となって、運動会等の体育行事を開催し、体を動かすことの楽しさを地域で共有するとともに、地域の連帯意識を高めている。</p> <p>3 プール開放事業 多くのスポーツクラブ 21 では、プール開放事業について本市と委託契約を締結し、夏季休業中に小学校のプールを開放して、主に水に親しむ機会の提供と地域コミュニティづくりの推進を行っている。</p>
<p>効 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に身近な場所で運動・スポーツの振興が図られる。</li> <li>・運動・スポーツ活動を地域で取り組むことで、地域コミュニティの醸成につながっている。</li> <li>・児童には学校教育（体育）だけでは体得できない経験（勝敗、ルール、マナー、絆など）等を社会教育（体育）領域で提供している。</li> </ul>
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の影響もあり、会員数が逡減する傾向にあり、将来にわたって安定したクラブ運営を検討していく必要がある。</li> <li>・各クラブが自立した運営ができるよう、財務・人的基盤の強化が求められる。</li> <li>・県内郡部等では、隣接クラブの連携・統合が図られつつあり、本市でも例えば中学校区単位を基本とするなど連携・統合に向けた研究が必要である。</li> </ul>

(活動・取組み) 地区青少年愛護協議会の活動

構 成 員 (実施主体)	地区青少年愛護協議会は、小学校区毎に組織されており、その校区のPTA、婦人会などの社会教育関係団体、自治会、地区コミュニティ協会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員会などの福祉団体、また、幼稚園、小中高等学校などの教育機関、さらにその他の青少年の健全育成に関係する各団体・機関をもって構成されています。(地区によって組織構成は異なります。)
目 的	地域の青少年健全育成に関係のある団体や機関の連絡を緊密にするとともに、協力し合って、より効果的な青少年健全育成を一層推進することを目的とします。
内 容	各委員が情報・問題・意見を持ち寄り、地区における問題の実態把握を行ったうえで、その対策を協議し、活動を展開しています。 健全育成の推進(学校園との連携やあいさつ運動の推進など)、体験活動事業、異年齢交流事業、地域交流事業の実施、不良環境の改善と安全対策(危険箇所点検、子供の見守り活動など)、非行化の防止などに取り組んでいます。
効 果	青少年が地域活動に参加する機会を提供できていることや、地域が家庭や学校とも連携を深めることでコミュニティの活性化が図られていることが挙げられます。
課 題	地域では事業に関わる人材に限られており、複数の団体で役職を担っておられる方も多く負担がかかっている状況です。継続した事業を支える地域の人材を育成していくことが課題となっています。

(活動・取組み) 補導活動連絡会

構 成 員 (実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年補導委員</li> <li>・ 各小中学校PTA代表</li> <li>・ 青少年愛護協議会会長</li> <li>・ 小中学校生徒指導担当者</li> <li>・ 青少年補導課職員</li> </ul>
目 的	<p>地域での愛護・補導活動の充実を図る</p> <p>児童生徒の様子や日ごろの活動について情報根交換し、連携を深める</p>
内 容	<p>児童・生徒の様子や指導についての協議</p> <p>・ 子供に関する思いや悩み      ・ 今後の連携      ・ 子供たちへのかかわり</p>
効 果	各家庭やそれぞれの地区が持つ特徴をさまざまな視点で見つめ、子供たちにとって環境をよりよきものにできるように情報交換できた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ討議を中心に進めるが、グループの人数が多いため、協議を深めるのが難しい。</li> <li>・ 会場の広さが十分ではないため、協議しにくい。</li> <li>・ 参加者の人数に限られてしまう。</li> </ul>

(活動・取組み) 親と子の郷土史講座

<p>構 成 員 (実施主体)</p>	<p>◎西宮市立郷土資料館[事業運営・事務・会場・企画・講師] ○小学校教科等研究会社会科部会[企画・講師] ○西宮市立図書館(中央ほか)[資料提供・教材研究情報提供・企画] ※◎:主催、○共催。[ ]:役割分担。</p>
<p>目 的</p>	<p>親子一緒に受講することで、郷土の歴史に関する話題を家庭内で共有してもらい、地域の歴史や文化財への関心の広がりを図るため。</p>
<p>内 容</p>	<p>平成26年度、27年度の内容については、別紙募集チラシ参照。</p>
<p>効 果</p>	<p>・会場での受講者の様子や感想文からは、講座についての好反応がうかがえ、親子で同じ「授業」を受けることの楽しさを挙げる声が多い。 ・昭和60年より継続して、小社研を通じて市立小学校の教諭に講師を依頼し、複数の企画会議により講座内容を練るなど、丁寧な運営を行っていることから、望ましい「学社連携」事業となっているのではないかと思う。 →社会教育施設において学校教諭が講師となり親子の受講者が家庭で歴史・文化財の話題を共有する。  (歴史・文化財をなかだちとして人々に関わる・つながる=『西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画』(4)文化財保護意識の向上ーア文化財に関わる人々の連携と協力、(6)文化財保護の未来に向けてーイ文化財と人・地域のきずな) 平成26年度の講座感想文及び『平成26年度西宮市立郷土資料館報』を添付。</p>
<p>課 題</p>	<p>・講師の教諭に対して、各小学校長への出張依頼により出講してもらっていることから、①講師謝金を支払わないこと、②土日休日の出張依頼がむずかしいこと。 ・受講率を上げるため、各講座ごとに申込を受け付けていることから、申込受付・受講者管理に大きな手間がかかること。</p>

第3期西宮市社会教育委員会 答申書提出までの経緯

会議開催

日 時	会 議	議 題
平成 27 年 4 月 21 日	第 1 回社会教育委員会	・平成 27 年度社会教育関係施策について
平成 27 年 5 月 19 日	第 2 回社会教育委員会	・社会教育に関する意見確認 ・社会教育関係団体への補助金の交付 ・社会教育関係職員等研修会
平成 27 年 7 月 29 日	第 3 回社会教育委員会	・諮問書提出 「西宮市における学校・家庭・地域の連携と協働の在り方について」
平成 27 年 8 月 18 日	第 4 回社会教育委員会	・諮問テーマについて協議
平成 27 年 10 月 20 日	第 5 回社会教育委員会	・諮問テーマについて協議
平成 27 年 11 月 17 日	第 6 回社会教育委員会	・諮問テーマについて協議 ・答申書作成作業
平成 28 年 1 月 19 日	第 7 回社会教育委員会	・答申書の最終とりまとめ

市内 学校・家庭・地域の連携に関する活動のヒアリング等

日 時	ヒ ア リ ン グ 先
平成 27 年 11 月 10 日	上甲子園地区青少年愛護協議会（定例会）
平成 27 年 11 月 12 日	大社小学校教育連携協議会
平成 27 年 11 月 17 日	塩瀬中学校教育連携協議会
平成 27 年 12 月 2 日	神原地区青少年愛護協議会（定例会）